I 防災体制について

1 非常配備

災害の発生時には、初動体制とその連絡体制の確保が重要となります。

災害の発生時及び災害の発生する恐れがある場合には、災害の程度、発生の恐れに応じた非常配備体制がとられ、非常配備員が参集し非常配備業務にあたることになっています。 愛知県教育委員会における非常配備体制は、「愛知県災害対策実施要綱」、「愛知県教育委員会災害対策実施要領」、「愛知県立学校災害対策実施要領」及び「愛知県国民保護実施要綱」に基づき、下図のとおりとなっています。

区分		状 況	配備員数
第1非常配備		災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその 状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意 を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したときなど の特に当該災害に関連する部局の必要最小限の組織によ る活動態勢 地震関係:震度4の地震が発生したとき (西部・東部) 津波関係:津波注意報が発表されたとき (伊勢・三河湾及び愛知県外海)	配備の必要なし
第2非常配備	準備体制	小規模の災害が発生する恐れがあるとき、小規模の災害が発生したときの特に当該災害に関連する部局の所要の 組織による活動態勢 津波関係:津波警報が発表されたとき (伊勢・三河湾及び愛知県外海)	総務課2人
	警戒体制	相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、相当規模の 災害が発生したとき、又は東海地震に関連する調査情報 (臨時)《青》が発表されたときの各部局の全組織の所要 の組織による活動態勢 地震関係:震度5弱の地震が発生したとき (西部・東部) 津波関係:大津波警報が発表されたとき (伊勢・三河湾及び愛知県外海)	総務課4人 各課1人 総合教育センター2人 <u>県立学校3人</u> (校舎は2人)
第3非常配備		大規模な災害が発生する恐れがあるとき 大規模な災害が発生したとき、県内に震度5強以上の地 震が発生したとき、東海地震注意情報《黄》又は東海地震 予知情報《赤》・警戒宣言が発せられたときの全組織によ る活動態勢	全所属 所要の人員 全所属 全員 (嘱託員を除く)
国民保護第1非常配備		他の都道府県において武力攻撃災害が発生したことな どにより武力攻撃事態等が認定されたとき	総務課2人
国民保護第2非常配備		武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	総務課4人 各課1人 総合教育センター2人 県立学校3人 (校舎は2人)
国民保護第3非常配備		内閣総理大臣から総務大臣 (消防庁) を経由して県対 策本部を設置すべき通知を受けたとき	<u>全所属 全員</u> (嘱託員を除く)

[※] 県立学校における非常配備が必要な区分

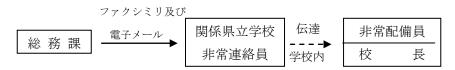
2 連絡体制

非常時における各所属への非常配備の連絡は、本庁勤務時間内(午前8時45分~午後5時30分)にあっては、総務課から一斉にファクシミリ及び電子メールにより各県立学校へ伝達されます。また本庁勤務時間外にあっては、ECS(エマージェンシー・コール・システム[職員非常呼出システム])により指定の県立学校非常連絡員(15校)へ伝達された後、連絡網により各学校非常連絡員及び非常配備員へ伝達されます。

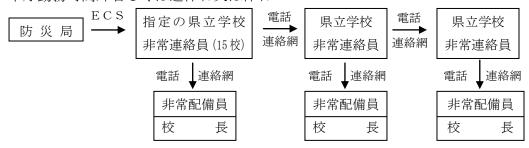
また、各県立学校から総務課へ行う非常配備参集状況報告及び事故発生速報等の報告は、 情報収集を円滑に行うため、各県立学校の所在地区別に、本庁各課設置の10台のファク シミリに分散して送信することとなっています。

非常配備の伝達

1 本庁勤務時間内(午前8時45分~午後5時30分)



2 本庁勤務時間外若しくは週休日又は休日



【注意事項】

- ※ 勤務日の午後5時30分から午後7時の間に非常配備が指令された場合は、 ECS及び電話連絡網による伝達と併せて、総務課からファクシミリ及び電子 メールによる伝達を行う。
- ※ 県立学校非常配備連絡網において、次の学校の非常連絡員に連絡が取れない場合は、その次の学校の非常連絡員に先に連絡をするなど、迅速な対応をとること。
- ※ 各学校における連絡網については、勤務校に近い職員から連絡が行われるようにするなど、非常配備を効率的に行えるように連絡網を整備すること。
- ※ 交通機関の途絶等により自己の勤務校へ参集できない場合は、速やかに非常 連絡員へその旨を報告する。連絡を受けた非常連絡員は、代わりに参集するよ う、直ちに別の非常配備員へ連絡するものとする。
- 3 解除指令については、勤務時間内外に関わらず、総務課から関係学校へファクシ ミリ及び電子メールにより行う。

3 非常配備の諸報告

愛知県教育委員会では、迅速、効率的な連絡体制を確保するために、非常配備について、 次のとおり報告をすることとしています。

報告書名称	報告先	報告時期
①非常連絡員調	√ Λ, ₹ ∀ ≑ H , E	毎年度4月1日(毎年度総務課から依頼)
(要領※1 別紙様式1)	総務課長	非常連絡員の変更時 (随時)
②非常配備参集状況報告	√ Λ.Σ/₹== Ε	非常配備に就いたとき
(要領※1 別紙様式3)	総務課長	※第2非常配備(警戒体制)
③職員安否·参集状況確認表	総務課長	非常配備に就いたとき
(県立学校BCP 様式⑤)	松伤珠文	※第3非常配備
④非常配備日誌	所属長	非常配備終了時
(要領※1 別紙様式4)	別馬艾	
⑤風水害等事故発生速報	総務課長	地震、風水害等により事故の発生したと
(通知※2 別紙様式1)	松伤床区	き
┃ ┃⑥避難場所開設・収容状況報告	総務課長	地震、風水害等の発生に伴い、教育委員
(通知※2 別紙様式2)		会が所管する学校等の施設を避難場所と
(題和祭名 別職係氏名)		して供与したとき
⑦風水害等事故発生状況報告書		風水害等による事故の概要が判明次第、
(児童・生徒関係)	健康学習課長	速やかに提出
(通知※2 別紙様式3)		
⑧風水害等事故発生状況報告書	総務課長	風水害等による事故の概要が判明次第、
(職員関係)	教職員課長	速やかに提出
(通知※2 別紙様式4)	健康学習課長	
⑨風水害等事故発生状況報告書	総務課長	風水害等による事故の概要が判明次第、
(施設設備関係)	財務施設課長	速やかに提出
(通知※2 別紙様式5)	文化財保護室長	
(ADAPA) 2 NUMANAYA U)	高等学校教育課長	
⑩風水害等事故発生状況報告書	高等学校教育課長	災害発生の日から7日以内に提出
(教科書関係)	義務教育課長	
(通知※2 別紙様式6)	特別支援教育課長	

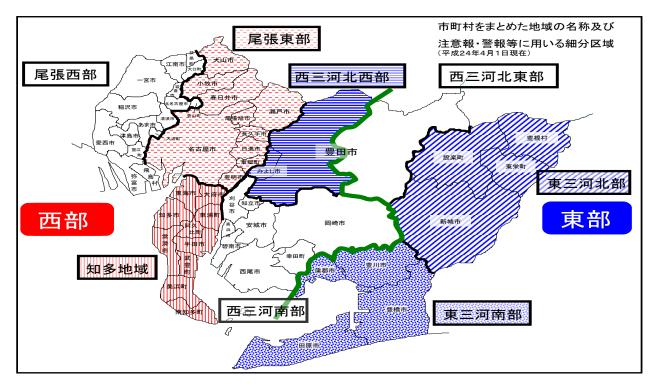
^{※1} 要領 · · · · 愛知県立学校災害対策実施要領

^{※2} 通知・・・・ 平成22年3月26日付け21教総第947号教育長通知 (様式については、それぞれ51~60ページに掲載しています)

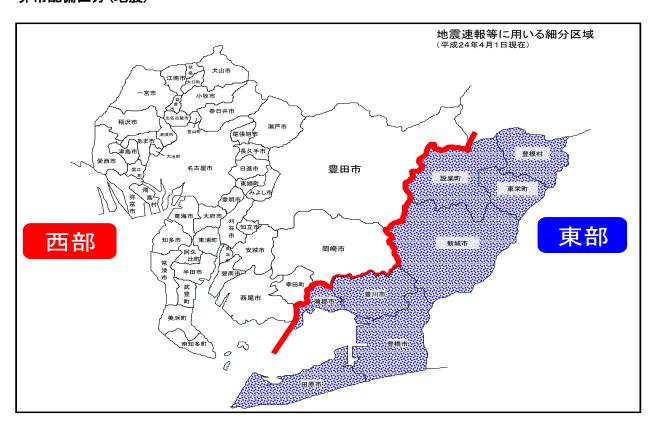
なお、前頁の報告のうち、「②非常配備参集状況報告」「③職員安否・参集状況確認表」「④風水害等事故発生速報」については、下表のとおり各県立学校の所在地区別(非常配備区分)に定められた課へファクシミリにより送信してください。

地区	対 象 校	連 絡 先 (ファクシミリ番号)
尾張東部	名古屋市内に位置する高校	財務施設課 (052-954-6960)
序 版 宋 明	瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長久手市、愛知郡に位置する高校	福 利 課 (052-953-5057)
尾張西部	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡に位置する高校	教職員課 (052-954-6961)
	江南市、岩倉市、清須市、北名古屋市、西春日井郡、 丹羽郡に位置する高校	総 務 課 (052-961-3925)
知 多 地 域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡に 位置する高校	高等学校教育課 (052-961-4864)
西三河南部	豊田市、岡崎市、みよし市に位置する高校	義務教育課 (052-954-6963)
西三河北西部西三河北東部	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、 額田郡に位置する高校	生 涯 学 習 課 (052-954-6962)
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市に位置する高校	健 康 学 習 課 (052-954-6965)
東三河北部	新城市、北設楽郡に位置する高校	保健体育スポーツ課 (052-961-0639)
全 県	特別支援学校	特別支援教育課 (052-954-6964)
その他	学校以外の教育機関	各主務課

非常配備区分(大雨·暴風·洪水警報等)



非常配備区分(地震)



4 国民保護

国民保護とは、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律)に基づき、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、 身体及び財産を保護することを言います。

国民保護法では武力攻撃事態等において、実際に国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ国は基本指針(国民保護に関する基本指針)を定めること、地方公共団体は国民保護計画を作成することがそれぞれ規定されており、同法第11条第2項において、教育委員会は知事の管轄の下で国民の保護のための措置を実施することとなっています。

なお万が一、武力攻撃等の事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を迅速かつ的確に行うため、愛知県は平成18年2月に、国民保護法第34条第1項の規定により、国の定めた基本指針に基づいて、愛知県国民保護計画を作成しました。

(1) 避難施設の指定

武力攻撃事態等における避難住民及び被災者の避難先の確実な確保を図るため、国民保護に係る避難施設は知事(名古屋市を除く)が指定することになっており、県立学校についても避難施設として指定されています。

(2) 国民保護非常配備

国による武力攻撃事態等の認定後において、当該武力攻撃から住民の生命、身体及び 財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう県の国 民保護措置の推進に万全を期するため、事態の状況に応じて関係職員による国民保護非 常配備体制をとります。

なお、愛知県教育委員会の国民保護非常配備は、愛知県災害対策実施要綱(県立学校においては「愛知県立学校災害対策実施要領」)に準じて取り扱われることになり、その区分は「1 非常配備」で示したとおりです。また、非常時における連絡体制及び諸報告についても同様の取扱いとなります。